| | |
|---|---|
| | (4)　綱紀審査会に関する重要な文書 |
| | (5)　外国法事務弁護士登録審査会に関する重要な文書 |
| | (6)　外国法事務弁護士懲戒委員会に関する重要な文書 |
| | (7)　外国法事務弁護士綱紀委員会に関する重要な文書 |
| | (8)　人権擁護委員会に関する重要な文書 |
| 6　本会を当事者（本会の活動に関し個人が当事者となる場合を含む。）とする訴訟の判決書正本及び訴訟に関する文書（第1の2、第1の3に該当するものを除く。） | |
| 7　財務に関する重要な文書 | (1)　総勘定元帳（期間分冊） |
| | (2)　決算書・予算書等 |
| | (3)　会員の共済、年金に関する文書で重要なもの |
| 8　役員及び事務総長、事務次長その他弁護士である職員（以下「弁護士職員」という。）の人事に関する重要な文書 | (1)　役員の登記に関する文書 |
| | (2)　弁護士職員の人事に関する文書 |
| 9　会員及び職員の感謝・表彰等に関する重要な文書 | |
| 10　会長選挙執行に関する重要な文書 | (1)　公示文書 |
| | (2)　当選通知 |
| 11　職員の人事又は労務に関する文書で重要なもの | (1)　職員の採用・異動・退職等に関する文書で重要なもの |
| | (2)　職員の給与・手当等の決定に関する文書で重要なもの |
| 12　前各号に掲げるもののほか、総括文書管理者が30年の保存期間が必要であると認めるもの | |

附　則

別表第1の部及び第2の部の改正規定は、平成二十七年四月1日から施行する。

## 特別会員規則（規則第二十六号）中一部改正公告

特別会員規則（規則第二十六号）の1部を左の通り改正したので公告する。

平成二十五年十二月十九日

日本弁護士連合会

特別会員規則（規則第二十六号）中1部改正

特別会員規則（規則第二十六号）の1部を次のように改正する。

第十五条第1項中「帯用」を「携帯」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、本会の発行した身分証明書の携帯をもつてこれに代えることができる。

第十五条第二項中「帯用する」を「携帯する」に改め、同条第三項中「記章帯用」を「記章の携帯」に改め、同条に次の1項を加える。

4　身分証明書に関し必要な事項は、規則をもつて定める。

附　則

第十五条の改正規定は、平成二十六年1月1日から施行する。

## 弁護士記章規則（規則第三十五号）中一部改正公告

弁護士記章規則（規則第三十五号）の1部を左の通り改正したので公告する。

平成二十五年十二月十九日

日本弁護士連合会

弁護士記章規則（規則第三十五号）中1部改正

弁護士記章規則（規則第三十五号）の1部を次のように改正する。

第1条中「帯用する」を「携帯する」に改める。

第四条中「行なう」を「行う」に、「帯用する」を「携帯する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、連合会の発行した身分証明書を携帯するときは、身分証明書に記載された登録番号を示すことをもつてこれに代えることができる。

附　則

第1条及び第四条の改正規定は、平成二十六年1月1日から施行する。